

掛川市告示第51号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年4月5日

掛川市長 松 井 三 郎

1 都市計画の種類及び名称

東遠広域都市計画用途地域

（篠場・平野地区、いこいの広場地区、大池公園地区、上西郷地区）

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり

3 縦覧場所

掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所都市建設部都市政策課